

低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小松市財務規則（昭和58年3月31日小松市規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条第2項（第118条において準用する場合を含む。）の規定による工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約について最低の価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合（以下「低入札価格調査制度」という。）の要件、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、小松市契約審査委員会の委員長が必要と判断した建設工事に係る入札とする。

(低入札価格調査基準価格の算出方法)

第3条 低入札価格調査基準価格（税抜）（以下「調査基準価格」という。）の算出方法は、次の額の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）とする。なお、スクラップ処分益が計上されている場合は、次の各号に掲げる額の合計額からスクラップ処分益を控除した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）とする。ただし、その額が、予定価格（税抜）（以下「予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）に満たない場合にあつては、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、建築・設備工事については、直接工事費のうち、10%相当額は現場管理費とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を調査基準価格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 管財課長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札の前に、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

(1) 調査基準価格があること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了方法及び結果の通知方法。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、事後に要求する資料提出に応じること。

(5) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合で、当該入札が第6条に規定する変動型失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）を下回ったとき、または、第7条に規定する数値的判断基準に適合しないときは、当該入札者を落札者としなないこと。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留する旨を告げて入札を終了するものとする。

(失格基準価格)

第6条 前条の規定により落札者の決定を保留した場合は、入札執行者は失格基準価格を定めるものとする。

2 失格基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする

(1) 総合評価方式対象工事 入札価格のうち最低の価格から順位を付した第1位から第6位までの6者の平均価格に0.9を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。ただし、有効入札者が7者未満の場合は、最低の価格から有効入札者数に0.8を乗じた数を整数で切り上げた数の順位までの者の平均価格に0.9を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

(2) 前号に掲げる以外の工事 調査基準価格に0.98を乗じた額以上の入札価格の平均価格に0.98を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

3 前項において失格基準価格が調査基準価格以上となるときは、調査基準価格を失格基準価格とする。

4 失格基準価格を下回って入札した者は、落札者とししない。

(数値的判断基準)

第7条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札し、かつ失格基準価格以上で入札した者のうち最低価格入札者に対して、入札時に提出された工事費内訳書に基づき、次に掲げる基準（以下「数値的判断基準」という。）に適合するかどうかを確認するものとする。

(1) 直接工事費が、発注者の設計金額の85%以上であること。

(2) 共通仮設費が、発注者の設計金額の75%以上であること。

(3) 現場管理費が、発注者の設計金額の80%以上であること。

(4) 一般管理費が、発注者の設計金額の 68%以上であること。

- 2 数値的判断基準のいずれかに適合しない場合は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認め、当該最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を落札者とする。
- 3 前2項の規定は、次順位者の入札額が調査基準価格を下回る場合について準用する。

(低入札価格調査制度の落札者)

- 第8条 低入札価格調査制度による入札の場合は、調査基準価格を下回る価格で入札し、かつ失格基準価格以上で入札した者のうち最低価格入札者が、前条第1項により数値的判断基準のいずれかに適合しない場合は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認め、当該最低価格入札者を失格とし、他の有効入札者のうち総合評価方式対象工事においては、総合評価値の最も高い者を、総合評価方式対象工事以外の工事においては、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- 2 前項の規定は、次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札した場合について準用する。

(調査の実施及び落札決定)

- 第9条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、前3条に掲げる基準のすべてに適合するときは、入札者がその入札金額で契約に適合した履行ができるかどうかを判断するため、調査資料の提出を求める通知のあった日の翌日から起算して3日以内（当該期間内に小松市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間）に次に掲げる事項に関する資料等を入札者から提出させ、入札者からの聴き取り調査、関係機関への照会等により調査を実施するものとする。

(1) その価格により入札した理由

- (2) 入札内訳書
- (3) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (6) 手持資材の状況
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者の関係及び見積書
- (8) 手持機械数の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事、発注者及び成績状況
- (11) 下請契約予定者の状況及び見積書
- (12) 経営状況
- (13) 信用状況
 - ① 建設業法違反の有無
 - ② 賃金不払いの状況
 - ③ 下請代金の支払遅延状況
- (14) 建設副産物の搬出地
- (15) 施工体系図
- (16) 配置予定技術者名簿
- (17) その他必要な事項

2 前項の調査は、管財課長、当該工事担当検査員、工事設計担当課の課長、工事設計担当者が行うものとし、原則として調査資料を受理した日から7日以内に調査を完了するものとする。

3 第1項の提出期限までに調査資料を提出しない場合又は聴き取り調査に応じない場合等、

低入価格調査に協力しない場合は、当該落札候補者を失格とした上で、「小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領」に基づく指名停止措置を講ずることがある。

- 4 管財課長は、第1項の規定による調査結果に基づいた落札の可否について、小松市契約審査委員会の委員長の承諾を得て落札者を決定し、入札者全員に通知する。

(低価格入札者と契約する場合の措置)

第10条 低価格入札者と請負契約を締結するときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 小松市財務規則（以下「財務規則」という。）第127条に規定する契約保証金の額は、「契約金額の100分の10以上」を「契約金額の100分の30以上」に、また、小松市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額は、「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替えるものとする。
- (2) 約款第47条の2第2項の規定による契約解除が行われた場合の請負人が支払うべき違約金は、「請負代金額の10分の1に相当する額」を「請負代金額の10分の3に相当する額」に読み替えるものとする。
- (3) 約款第47条の4に規定する契約不適合を理由とした請求等ができる期間は工事目的物の引渡しを受けた日から、「2年」を「4年」に読み替えるものとする。
- (4) 入札参加資格審査における配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。
- (5) 請負代金債権の譲渡を承諾する対象外の工事とする。

(契約後の取扱い)

第11条 入札執行者は、低価格入札者と請負契約を締結した工事については、第9条第1項

に掲げる資料等（以下「提出資料」という。）を監督員に引き継ぐものとする。

- 2 当該工事を所管する課長「以下「所管課長」という。」は、施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、その記載内容が提出資料の内容と異なるときは、その理由について確認するものとする。
- 3 監督員は、工事履行報告書等により工事の進捗状況を入念に確認するとともに、施工にあたっての監督、検査業務を強化するものとする。
- 4 施工体制（資材納入業者を含む。）に変更が生じた場合、監督員は下請契約関係について事情聴取を行い、その変更が適当と認められた場合は、提出資料の変更届の提出を求め、管財課へ合議するものとする。
- 5 施工にあたって、提出資料と異なる場合又は疑義がある場合は、監督員は管財課長へ報告し、管財課長は低価格入札者へ書面により改善を求めるものとする。なお、改善を求めたにも関わらず改善が認められない場合は「小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領」別表第2（不誠実な行為）の措置を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。